

申しましても判事になるためには資格が法律上定められておりまして、原則としては十年間判事補を経過しないと判事になれない、こういう状況になつております。したがいまして、私どもとしても若干迂遠であるという御批判は受けようかと思いますが、まず判事補を増員いたしましてかかる後に判事を増員する、こういう段階を経ているわけでございます。

ところで、判事補の増員につきましても、やはりその給源と申しますか、判事補のなり手という問題がございまして、これまた委員御承知のところ、原則として司法修習生から判事補になるというのが原則でございます。そういたしますと、修習生からの判事補の希望者ということを考えまして増員の数をお願いする、こういう次第でございます。したがいまして、昨年は五名お願いしたわけでございますが、平成四年度におきましては修習生の希望者等を考えまして七名ほどお願ひしておる、こういう次第でございます。

○糸久八重子君 そうしますと、希望者によって人数が決まるというような、そのような受け取り方ができたわけですね、三年度は五名増で十分対応はできましたか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 平成三年度は、委員御指摘のとおり、五名ほど判事補を増員させていただけたわけですが、東京、大阪の大規模庁に配属させていただきましてそれなりの成果を上げている、こういうふうに考えております。

○糸久八重子君 そうすると、四年度の七人増で十分欠員の充足といふものが貰える見通しがおりなんですか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 厳密に申しますと、七名ですべて十分かということになりますと必ずしもそうは言えないんであろうかと思いますが、先ほど申しましたように、司法修習生からの充員等の可能性等を考えまして、一応七名増員させていただければ何とかやつていけるのではないか、こういう考え方で増員をお願いしている

次第でございます。

○糸久八重子君 私、司法修習生から判事補へどのように登用するのかと、いうことがよくわかりませんが、何か希望が結局少ないということなんだと思いますが、その辺はどうなっているんでしようか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 現在のところ六十六人が希望しております。

○糸久八重子君 判事補に希望する方がたくさんできるように、その辺の待遇等もそれから働く条件といいますか、そういうところもこれから考えていかなければならぬんじゃないかなと思いますけれども、過去の国会答弁を見てみると、適正な裁判官の持ち事件件数というのは二百件程度が穢當である、そう述べられておるわけですけれども、現在でも基本的には変わっていないのでしょうか。その辺の現況はどうなっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御承知のとおり、裁判所にはいろいろな規模のものがございまして、例えば東京ですとか大阪ですとか非常に大規模な裁判所もございますし、あるいは地方における支部と申しまして、一人の裁判官がいろんな事件を担当するというところもございます。小さなところですと民事訴訟事件、それから刑事訴訟事件、それからいろいろな雑事件と申しますが、仮差し押さえですか、仮処分ですか、いろんなものを一人の裁判官が担当する、こういう面がございます。それからまた、裁判官にも資格というのがございます。それからまた、裁判官にも資格とができる判事と、それから、一人では裁判をすることができないで必ず合議体の一員としてしか裁判に加わることのできない未特例の判事補といふものがございます。したがいまして、一人当たりの手持ち事件数がどのくらいかということを統計的にとることは非常に困難でございます。私がども実はとつてないわけでございます。

そこで、急遽昨年の十二月一日現在で東京地方裁判所におきます民事訴訟事件、しかも通常民事訴訟事件を平均どのくらい抱えているかというこ

とを調査いたしましたので、その数字をお答えさせていただきます。それによりますと、平均二百十件前後の事件を抱えている、こういうことになつております。

○糸久八重子君 それでは次に、裁判所職員の定員管理のあり方についてお伺いさせていただきます。

現在の政府職員については、行政機関の職員の定員に関する法律、つまり総定員法と申しますが、それによつて定員管理が行われていると承知をしておるわけでございますけれども、総定員法制定前はそれぞれの各省庁等設置法で決められておるわけですが、それから各省庁等設置法の承認をしておるわけですが、それから考へたことがありますか、そういうところもこれから考えていかなければならぬんじゃないかなと思いますけれども、過去の国会答弁を見てみると、適正な裁判官の持ち事件件数というのは二百件程度が穢當である、そう述べられておるわけですけれども、現在でも基本的には変わっていないのでしょうか。その辺の現況はどうなっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御承知のとおり、裁判所にはいろいろな規模のものがございまして、例えば東京ですとか大阪ですとか非常に大規模な裁判所もございますし、あるいは

地方における支部と申しまして、一人の裁判官がいろいろな事件を担当するというところもございます。小さなところですと民事訴訟事件、それから非公務員の定員規則、そのもとにおきましては各省庁間を通じますところの定員の再配置といふのがなかなか行われない関係で、どうしても新しい行政需要に対応するための増員措置によりまして国家公務員の定員総数が増加の一途をたどる、そういうふうな問題がございました。

○糸久八重子君 私ども国の行政機関の定員管理に携わつておる行政部門、職種を通じまして、社会経済情勢の変化それに伴つて、政府みずからが規定定員を見直しまして合理化努力を行う、それによりまして行政機関の定員の総数を抑制しつつ、その適正配置を推進するための有意義かつ不可欠な仕組みとして機能しているものであると認識しております。

したがいまして、いわば国の行政機関の定員管理に当たりまして、総定員法と指摘の定員削減計画、これは二つの大きな柱を成しているものと見ております。具体的に毎年度の予算編成においては、一方の定員削減計画に即しまして定員の削減が行われる一方、各省庁からの増員要求を受けまして必要な増員措置を講じまして、政府全体として定員の適正配置を推進している、そ

機関の職員の定員の総数を抑制する観点からその定員の最高限度を定めますとともに、各省庁ごとに即応した定員の弾力的、合理的な再配置を省庁を超えて円滑に行う、そういうためのものでございます。

○糸久八重子君 今、答弁で概略わかつたんですが、もう一度お伺いしますけれども、総定員法による定員管理の仕組みはどうなつてあるのか、それから定員削減計画との関係はどうなつてあるのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○糸久八重子君 定員管理の仕組みと申しますが、それは、まず総定員法では、ちょっと繰り返しますが、その辺のところの総定員法の目的についてまずお伺いをさせていただきたいと思います。

○糸久八重子君 まず、その辺の現況はどうなつておりますか。

○糸久八重子君 今、答弁で概略わかつたんですが、もう一度お伺いしますけれども、総定員法による定員管理の仕組みはどうなつてあるのか、それから定員削減計画との関係はどうなつてあるのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○糸久八重子君 まず、その辺の現況はどうなつておりますか。

○糸久八重子君 まず、その辺の現況はどうなつておりますか。

○糸久八重子君 まず、その辺の現況はどうなつておりますか。

○糸久八重子君 私ども社会党は、定員と機構は一体に規定されるべきである、そういう観点から総定員法の制定そのものには反対をいたしました。

今の中でもあります。一九九一年八月に総務省から発表されました総務省年次報告書というのを見てみると、「定員管理の仕組みと定員の動向」というところでこう書いてあるわけです。

現行の定員管理の主眼は、定員の膨張を抑制しつつ、政府全体を通じての行政需要の消長に対応した定員の再配分を強力に行うことである。これは、行政需要の衰退部門、業務の要合理化部門から定員を削減するとともに、他方に置いて、行政需要の著しく増加している部門に必要最小限の増員を行うことにより実施される。そのための基本的仕組みが、総定員法との下における定員削減計画の実施及び各年度の増員要求・審査であり、これらを通じて、社会経済情勢の変化に伴い行政需要が複雑多様化している中で、政府全体としての定員の縮減が図られている。

というふうに書かれてあるわけです。

つまり、総定員法というのは定員削減計画とやっぱりセットで運用されているということなんですね。国会議員とかそれから裁判所職員を含めて、そもそも国家公務員が国民の租税で賄われている以上、また国民の権利とか義務に直接関与する公権力の奉仕者である以上、その定員については法律で規定されることは当然と思うわけですね。つまり、法律で規定するということは、国民の代表者たる国会が必要に応じてその妥当性を検討し増減を行うことでなければならぬと思うのですけれども、その辺の見解はいかがでござりますか。

○説明員(木村幸俊君) 答弁がまた繰り返しになつて恐縮でございますが、一番目の質問の際に総定員法をなぜ制定したかというお答えを申し上げましたけれども、まさに先生からお話をございました。

各省庁間を通じますところの定員の再配置を行ひ得ない。ところが一方、世の中、社会情勢は変化しておりますので、それに伴いまして当然行政需要は変化してくるわけです。そうしますと、それに応じた増員措置は講じていかなければなりません。そうなりますと、やはり各省庁間、まさにいろんな各省庁間を通じますところの定員の再配置を講じていませんと、どうしても定員総数というものは膨張していく。実際、総定員法を制定する以前におきましては、現実問題として定員総数が増加の一途をたどったという事情がございまして、そういう事情を背景といいたしましてこの総定員法を制定していただき、国の行政機関の定員の上限を法律で規定すると同時に、各省庁別に定員につきましてはその範囲内で政令にゆだねるということに制度を変えられたわけでございまして、そういう経緯というものについて十分御理解をいただきたいと考えております。

○糸久八重子君 総定員法による定員というのは、今お話しのとおり、定員の上限を決めるということですから、抑えようとするものですからある意味では大幅な増減は考えられない恒久的な數値になる要因があるんじゃないかなというような感じがするんですね。安易に上限を引き上げないことが法制定の意義なのだとするならば、もし大幅増員をしなければならないという状況になつたら総定員法の意義が失われてしまうんですね。その辺はいかがなんでしょうか。

○説明員(木村幸俊君) まさに先生おつしやるとおりでございますが、確かに行政需要が変化して、それに伴いまして大幅な増員措置を講ずる必要があるということがあれば、しかもそれが現在の総定員法の上限を突破するということがあつたとしても、やはり現在、国家公務員の

理の基本でございます。したがいまして、御指摘のようなことはないものと考えております。

○糸久八重子君 次に、裁判所職員定員法というものは、昭和二十六年、一九五一年に裁判官以外の裁判所職員の定員について、職種別に定められていた従前の定員を総定員、総員数に括して規定することに改めて現在に至っています。最高裁判所当局は、裁判所職員定員が法定されていることについてどういう御認識をお持ちなんですか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御承知のとおり、我が國の憲法におきましては、いわゆる三権分立制をとつております。立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所にそれぞれ与えられているわけでございます。

そこで、一言申しますと、裁判所職員定員法が法律で定められているというのは三権分立に基づくものという理解をしておるわけでございます。もつとも法律におきまして、例えば裁判所の職員の定員は最高裁判所の規則でこれを定める、こういうお定めをされることもあるいは可能かと思はりますが、現行法ではそういう仕組みをとらないで法律で定員そのものを直接定めておられるわけでございます。これにつきましては、恐らく裁判所の職員の数というものが裁判を受ける国民の権利に重要な関連していく、こういふ點から直接法律で定める、こういうことに思はりますが、現行法ではそういう仕組みをとらないで法律で定員そのものを直接定めておられるわけでございます。

しかしながら他面、毎年毎年お忙しい時期に国會のお手を煩わせて御審議をいただいているわけでもございますので、それを中長期的な観点から例えれば十年間の増員をあらかじめお決めいただくといったことも、それなりの合理性はあるかと思つていろいろと勉強させていただいている、こういふ状況でございます。

○糸久八重子君 裁判所職員の数の推移をちよつと見てみたわけですが、裁判官の定員は、一八九〇年、明治二十三年になるんですけども、千五百三十名、裁判官以外の職員が六千二百三十三名となつております。来年度の予算定員では、裁判官は二千八百二十人、裁判官以外の職員が二万二千五百九十一人ということがあります。このおよそ百年の間、裁判官はわずか一・八四倍ふえたのに対しまして、裁判官以外の職員は三・六四倍になつておるわけです。

裁判制度の変遷等も考えてみると、単純比較するには必ずしも当を得たものとは言えないかもしれませんけれども、百年という比較的長期のインター バルで見ても、比較的裁判官の員数は平準的な増加傾向しかうかがえないのに対して、裁判官以外の職員はかなりの増加傾向があるといふ

でしようか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) いわゆる行政官庁におきます総定員法的な考え方を裁判所の職員の定員におきましてとつてはどうかと、こ

ういう御指摘を当委員会においてもかつて受けております。

私はもとしましては、委員御指摘のとおり、事件数の動向、例えば今後十年間どうなるかと、こ

ういったことを予測することがかなり難しい面がございまして、また、委員御指摘のとおり、あるべき審理形態というものはどういったものかといふことをセットいたしますのも必ずしも容易ではない、そういう面がございまして、非常に総定員法的な考え方をとることには難しい面はあるう

ございます。

ただ、私ども国の行政機関の定員管理に携わる者といたしまして、やはり現在、国家公務員の

べき裁判官の定数とか、書記官とか事務官とか速記官の定数を予測することはいろいろ難しいのではないかと思はります。例えば、訴訟事件数とか審理期間の短縮化等のいわゆる裁判事務の動向によって必要な裁判官とか一般職員はその都度積算されるべきであつて、あらかじめ包括的に上限を設定しておいて、あとは最高裁判当局に自由に増員させるような、そういう考え方方は裁判所の本務から言つてもちょっと筋が通らないんではないかなというふうに考えるんですけれどもね、いかが

でございます。

○糸久八重子君 裁判制度の変遷等も考えてみると、単純比較するには必ずしも当を得たものとは言えないかも

しれませんけれども、百年という比較的長期のインター バルで見ても、比較的裁判官の員数は平準

的な増加傾向しかうかがえないのに対して、裁判

とがうかがえるわけでござります。いろいろ細かい数値は省略いたしますが、一九四七年、昭和十二年以後に限つて見てみますと、裁判官は各年遙増して、一九九〇年、平成二年の二千八百二十名がピーク、裁判官以外の職員は二万一千台で昭和四十四年、一九六九年以降推移していますが、来年の二万三千五百九十一名がピークになっています。という状況ですね。四十余年程度のインターバルで見ると両者ともかなり員数は固定化する傾向があります。さらに、二十年程度の短期で見ると、一層固定化していることが統計上からも明らかになつてゐるわけでございます。

このような歴史的定員の変遷について裁判所当局の御所見がござりますればお伺いをしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 大変難しい御質問でござりますが、例えばこここの十年間をとつてみて、裁判官につきましては六十九人、それから裁判官以外の裁判所職員につきましては四百九十一人の増員を図つてきております。私どもとしましては、裁判所を運営していくためには裁判官が中心になることはもとよりございますが、それを支えるところの裁判所書記官、裁判所事務官あるいは家庭裁判所調査官、そういういろいろな職種の人たちと力を合わせて裁判所を運営していく必要があると考えております。そのときどきに応じましていろんな要素を考慮しながら増員を図つてきているところでございます。

なお、事件数の動向ですとか、あるいは審理の運営改善の実施状況等を十分見きわめながら、今後とも裁判官を初め裁判所職員の増員を図つたい、このように考えていてる次第でござります。

○糸久八重子君 今のような歴史的な経過を踏まえて考えれば、ド拉斯チックに裁判制度等を変革する場合には、裁判官についても裁判官以外の職員の員数についても相当の手当てをしなければならない事態が起つて得るかもしれないわけですが

れども、現行裁判制度が維持されている限りは、事件の質的変化等に応じて必要な定員増を必要ない数値は省略いたしますが、一九四七年、昭和十二年以後に限つて見てみますと、裁判官は各年遙増して、一九九〇年、平成二年の二千八百二十名がピーク、裁判官以外の職員は二万一千台で昭和四十四年、一九六九年以降推移していますが、来年の二万三千五百九十一名がピークになつてゐるという状況ですね。四十余年程度のインターバルで見ると両者ともかなり員数は固定化する傾向があります。さらに、二十年程度の短期で見ると、一層固定化していることが統計上からも明らかになつてゐるわけでございます。

このような歴史的定員の変遷について裁判所当局の御所見がござりますればお伺いをしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 大変難しい御質問でござりますが、例えばこここの十年間をとつてみて、裁判官につきましては六十九人、それから裁判官以外の裁判所職員につきましては四百九十一人の増員を図つてきております。私どもとしましては、裁判所を運営していくためには裁判官が中心になることはもとよりございますが、それを支えるところの裁判所書記官、裁判所事務官あるいは家庭裁判所調査官、そういういろいろな職種の人たちと力を合わせて裁判所を運営していく必要があると考えております。そのときどきに応じましていろんな要素を考慮しながら増員を図つてきているところでございます。

なお、事件数の動向ですとか、あるいは審理の運営改善の実施状況等を十分見きわめながら、今後とも裁判官を初め裁判所職員の増員を図つたい、このように考えていてる次第でござります。

○糸久八重子君 今のような歴史的な経過を踏まえて考えれば、ド拉斯チックに裁判制度等を変革する場合には、裁判官についても裁判官以外の職員の員数についても相当の手当てをしなければならない事態が起つて得るかもしれないわけですが

ます。実は正確な数はまだつかんでおりませんが、今のところ二十名ほどが申請をしているようになります。

○糸久八重子君 裁判官につきましては数はわかりませんか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 裁判官につきましては三名ほど申請をしていると聞いております。

○糸久八重子君 裁判官についてはせんだつての質疑の中でも明らかにされましたか、育児休業者は欠員のままとされるわけですね。欠員になりまと他の同僚の裁判官への負担増というのが当然考えられてくるわけですけれども、三名程度ならば余り大きな負担にはならないかなと思うんですが、これから裁判官の育休者が相当數に上つてしまえば、やはり定員増も検討しなければならないんじゃないかということが考えられるんですけども、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 今のところ、先ほど申しましたように三名というふうに聞いておりまして、育児休業をとる裁判官のための定員増ということは必ずしも必要ないというふうに理解しております。

もつとも平成四年度におきまして判事補七名の増員を、これは民事訴訟事件の審理の充実ということでお願いしているわけでございまして、必ずしも育児休業とは関係がないわけでございますが、判事補の七名の増員をすることによりまして育児休業の関係でもメリットはある、こういうふうに考えております。

○糸久八重子君 わかりました。

それでは、次の問題に移りたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 御質問の趣旨は、裁判官以外の裁判所職員で育児休業が施行されます。裁判官及び裁判官以外の職員の申請状況はどうなつておりますか、ちょっととの辺をお伺いしたいと思います。

○糸久八重子君 の委員会で審議をいたしました育児休業法の問題を十分踏まえて勉強会をさせていただきたいと思っております。

○糸久八重子君 それから、昨年の十二月にここ

の被疑者、被告人等行刑施設に収容されている外時点で行なうことが裁判所にもまた国会にも要請されているのであります。結果として毎年の裁判所職員定員法の改正ということになつても何ら疑問はない私私はそう思います。

むしろ経験的な定数を使用したり、それから非科学的な推計、予想のもとにあらかじめ上限を設定しておいて、いわゆる総定員法的な裁判所職員の定員管理を考えているという、そういう向きがおり、国民の権利義務に関する裁判を所管する裁判所職員の定数が法定されていることの意義、また国民から負託されて法案審査を行うことの国会審議の意義を改めてお考いいただきたい、そう思うところでございます。

昨年の定員法審査の際に、今もちょっとお話をございましたけれども、最高裁當局は定員の勉強会を行つてあるという御発言がございました。時代の要請等に応じて制度は変わつていくといふことは当然のことでありますので、私は勉強会の開催そのものについては特別申し上げることはないとおもいますが、本日の私の質疑の意図するところを裁判所当局、それから法案提出に当たる法務省が十分心にとめておいていただきたいと思つてこの問題を出したわけでございますが、それについて一言御感想を伺いたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御発言の御趣旨を十分踏まえて勉強会をさせていただきたくと思っております。

○糸久八重子君 それから、昨年の十二月にここ

の委員会で審議をいたしました育児休業法の問題なんですが、四月から裁判所にも育児休業が施行されます。裁判官及び裁判官以外の職員の申請状況はどうなつておりますか、ちょっととの辺をお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 御質問の趣旨は、裁判官以外の裁判所職員で育児休業をど

のくらい申請しているか、こういうことでございました。

○糸久八重子君 その辺をお伺いしたいと思つておられます。

○糸久八重子君 それでは、外国人でも最近増加の用具の使用を認めておりますし、宗教上の理由により豚肉や牛肉を食べられない者に対する食習慣の相違に配慮しているところであります。また、宗教の面がいろいろ難しいところがあるんでありますが、各自の信仰する宗派の方式による礼拝等の宗教上の行為のほか、教典とか教説などの宗教上の用具の使用を認めておりますし、宗教上の理由により豚肉や牛肉を食べられない者に対する食習慣の相違に配慮しております。また、言葉の問題がいろいろあるのでございますが、職員に英語や韓国語など外国语の研修を行つておりますし、また大使館や関係機関の協力を得て信書の発受、面会、図書の閲読等ができる限り母國語で行えるように努めております。

○糸久八重子君 それでは、外国人でも最近増加の用具の使用を認めておりますし、宗教上の理由により出生した者であれば日本人の配偶者等として、また日本人と一定の血縁関係扶養関係のある者は定住者の資格で在留が認められますので、就労目的で日本に入国する者が大変ふえているという状況を伺っております。

○糸久八重子君 素議院の予算委員会に提出されました資料を見たしましたが、布拉ジルにつきましては一九九〇年で二千七百七十一名、一九九一年十一月までで千七百八十二名の定住者がカウントされてお

ります。その多くが日系人ではないかと思われるわけですが、ブラジル以外の国を含めまして、いわゆる日系人の入国状況の実態等がわかつておりますから御報告をいただきたいと思います。

○政府委員(高橋雅二君) 日系外国人のみにかかる入国者数というものの統計はとつておりませんが、日系人、日系外国人の多い中南米諸国人について見ますと、例えば一番多いのはブラジルでございますが、ブラジル人の平成二年におきまし新規入国者は六万三千四百六十二名でございまして、これは五年前の昭和六十一年の一月二千九百十八人に比べますと四・九倍増という状況になつております。

なお、平成三年につきましては統計が一月から六月までしかまだございませんけれども、四万九千九人ということで、前年同期に比べまして一・六倍増という状況でございます。具体的には三万二百四十人でございます。

次いでペルー人というのが数が多くございますけれども、平成二年の新規入国者数は一万九百四十二名でございますが、五年前の昭和六十一年の千五百七十三名に比べますと七・〇倍という状況になつております。ちなみに平成三年の一月から六月末まで見ますと、九千四百三十九人でございまして、前年同期三千十五人に比べまして三・一倍増と、こういう状況でございます。

○糸久八重子君 特に、観光目的で入国をして在留資格を日本人の配偶者等それから定住者の資格に変更する例というのはおわかりですか。

○政府委員(高橋雅二君) 今御指摘になりましたように、多くの日系外国人の方々は短期滞在、観光目的で入ってきまして、それで国内で定住者等の資格に変わっているというのが多くのケースでございます。

○糸久八重子君 せんたつて、三月十八日付の毎日新聞を拝見いたしますと、南米からの日系人の入国が二十万を超えていると推定されると書かれています。観光目的の短期ビザで入国して、その間派遣会社が在留資格の変更手続を行う事例が

報道されておるわけです。また、別な新聞、朝日なんですかとも、それを見てみると、偽造書類で日系人を装つて来日するペルー人の事例が報道されております。

南米の日系人は、ブラジルは百二十万、ペルーは八万人程度である、こう理解しておりますけれども、就労目的での入国の実態については法務省、労働省、それなどのよう把握をしていらっしゃるのか、御報告をいただきたいと思います。

○政府委員(高橋雅二君) 多くの者は、今先生御指摘なさいましたように、短期の資格で入国して、その後日本人の配偶者等または定住者ということで資格の変更を要求しているわけでございます。

それで、ちなみに在留状況について申し上げますと、外国人登録数で言いますと、平成二年末現在の南米諸国十二カ国での登録外国人は七万一千四百九十五人でございます。このうち日系人が多いと思われますブラジル、ペルー及びアルゼンチンの出身者の登録者の増加が顕著でございます。この方がほとんど就労目的で来られているかどうかということについてまでは特に調査はしておりません。今申しましたように、こちらに観光といふことで来られまして、短期滞在という資格で入国されて、それで日本人の配偶者等または定住者といふことで資格を変更されますので、こういふことで調査をしている、統計を把握しているといふことはございません。

○説明員(吉免光顯君) お答え申し上げます。

日系人の就労実態についてでございますが、私どもとしましては、在外公館あるいは現地の日系団体、そういったところから現地における情報、全国の公共職業安定所から情報收集あるいは派遣会社が在留資格の変更手続を行つてきまして、特に日系人の就労経路につきまして、

現地では仲介ブローカーといいますかそういう人に就労せんを依頼しているために非常に不確かな労働条件で募集されて日本にやつてくると、そういうふうに思いますけれども、そうするためには、居住国から日本に至る何といいますか信頼できるような公的な就労ルートが必要ではないかというふうに考えております。

数字的な把握はなかなか困難でございますけれども、そういう状況から、労働条件をめぐるトラブルでありますとかあるいは違法な労働者派遣、そういうたところの問題が起きているというふうに承知をしておりまして、まさに就労適正化という点が大きな課題かというふうに考えております。

○糸久八重子君 今御報告がありましたとおり、現地で募集活動をして日本に連れてきて、そしてこれは派遣会社と書かれているんですけれども、派遣会社が乱立して日系の外国人を組織的にあつせんしているというような報道がなされているわけです。現地で募集をして、観光目的で取得した短期ビザでまず入国をさせて、そして所属の施設に一時的に収容する、その間就労に必要な在留資格の変更手続をして、そして入国管理局から認められれば企業に派遣というそういう派遣会社が乱立していると、そう報道されているわけですから、どちらも、考えてみますと、こういう派遣会社といふのは恐らく違法の派遣事業者ではないかと思うんですね。そういうような業者に対して労働省はどういうふうに対処をしていらっしゃるのでしょうか。

○説明員(吉免光顯君) ただいまお答え申し上げましたように、非常にいろいろな形でブローカーが途中で介在するということが大きな原因であります。そういうふうに思つております。そういう事象に対する対応として、労働者派遣法でありますとかあるいは職業安定法上問題があるというふうに思われる事案につきましては、関係機関とも連携をとりながらその実態把握、あるいは監督を通じて適正な事業内容になるように指導を行つてあるところでございました。

それで、労働者派遣法というのは一九八六年に施行されたわけですが、一九九〇年六月施行の改正入管法を念頭に置いた制定ではないわけですね。その意味からは制定時に予測できなかつたような事例が大変たくさん起ることも当然考えるわけですし、またそういうふうに起こつてゐるわけですが、派遣労働者の適正な派遣就労の確保を図るために講すべき措置に関する指

針等やはり改定をしていかなければならぬんじやないか。現下の情勢に労働省はどのように対応していこうとなさるのか、そういう具体的な方針についてお伺いをしたいと思います。

○説明員(吉免光顯君) 労働者派遣法等の違反の事案あるいは違反しているのではないかというような事案も確かにかなり見られるわけで、現在そういう実態も把握しているところでございますけれども、最近では年間個別に千件程度の指導もしております。そういうもののを見ながら委員御指摘の点について十分に勉強させていただきたいというふうに思います。

○糸久八重子君 日系外国人労働者はこれからもやはりどんどんふえ続けると思いますけれども、これに対して法務省の見解を承りまして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

○政府委員(高橋雅二君) 経済的な格差その他のいろいろなことを起因いたしまして、日系外国人のみならずいろいろな方が日本を目指して来るという状況ではございます。その認識は我々も持っておりますが、基本的には外国人労働者の受け入れに関しましては、政府としては専門的技術等を有する労働者については可能な限り受け入れる方向で対処するが、いわゆる単純労働者の受け入れについては多様な角度から慎重に検討するということを基本方針としていることは先生御案内のとおりでございます。

入管法はこの方針に沿いまして、専門的技術・

技能、知識等を持って我が国で就労しようとする外国人について幅広く受け入れることとしておりましたが、いわゆる単純労働者の受け入れにつきましては、我が国の経済社会全般に影響を及ぼすところが大でございますので、法務省いたしましても関係省庁と協議いたしまして慎重に検討を続けることとしております。

それから、外国人の不法就労等の問題につきましては、入国時における厳正な審査あるいは在留審査に努める一方、警察官署等の関係機関と協力しまして、悪質な事案に重点を置きました摘発

を積極的に実施していく必要があると考えておる事案あるいは違反しているのではないかというような事案も確かにかなり見られるわけでございます。それは私が今から申します有効な対策を策定していきたい、こういうふうに考えております。

○糸久八重子君 ありがとうございました。

○北村哲男君 検察廳と警察廳にお伺いしたいと思うのですけれども、それは私が今から申しますのは、いわゆる当番弁護士制度という問題であります。

私もかつてこの委員会で被疑者に国連弁護をつける制度についてはどう考えるか、つけるべきではないかという質問をしたことがあるのですが、それに対しては裁判所も法務省も極めて冷たい御返事で、全然考えておらないということがたしかあつたと記憶しております。

弁護士会は、被疑者の段階で被疑者の権利を守るために弁護士を何とかつけて、今盛んにありますけれども、いわゆる被疑者的人権は守れないのだ、あるいは民主主義社会というのは正当に育た

す冤罪を防ぐとか、あるいは冤罪だけではなくて被疑者段階での人権の保障ということを大事にしなければ、いわゆる被疑者的人権は守れないの

だ、あるいは弁護士会で実施に移しておられました当番弁護士制度は、私ども理解しておりますのは、これも弁護士会で実施に移しておられま

す弁護人推薦制度あるいは弁護人援助制度の実施に連なるものであろうというふうに理解いたしておるわけでございます。

この弁護人推薦制度あるいは弁護人援助制度の実施等につきましては、これも日弁連等からの御要請もございまして、これらの制度については十分周知徹底にこれまで努めてきたところでございますし、被疑者段階で被疑者から相談を受けた場合あるいは申し出があつた場合に、その制度を教示したりあるいは弁護士会に通知するなどの措置を講ずるように周知徹底を図つてきているところ

を、ただつくとも捕まつた人たちが知らなけれ

ば何の意味もないわけあります。

そこで弁護士会では、昨年ですけれども、法務省、検察廳、警察廳、この三者に告知の制度、いわゆるどこかの段階で捕まつた人にこういう制度があるんだよということを教えるシステムをつくつてくれというふうにお願いをしたところであります。それについて、非常に吉報でありますけれども、最高裁判所はこしの四月から、勾留質問の段階で被疑者に対する制度がありますよと、だからもし必要だつたら弁護士会あるいは弁護士選任権者以外の者からの要請によつて教えてくれる制度というか、告知ということを

実施していただけるということで、これは弁護士会としても大変うれしいことであります。ぜひこういう形で法曹三者が一緒になつてそういう制度をつくり上げていこうということについてはうれしい話であります。

ところで、かつて弁護士会は検察廳あるいは警察廳に対してもそういう告知を申し入れたのでありますけれども、これについて検察廳あるいは警察廳はどういう考え方を持っておられるのか。一緒にやつていかれる計画があるのか、あるいはそういうことについて閲知しないといふ考え方のか、順次お伺いしたいと存ります。

○政府委員(濱邦久君) 今委員からお話をございましたが、私は弁護士会で創設された制度だといいますのは、これも弁護士会で実施に移しておられました当番弁護士制度は、私ども理解しておりますのは、これも弁護士会で実施に移しておられました弁護人推薦制度あるいは弁護人援助制度の実施に連なるものであろうというふうに理解いたしておるわけでございます。

この弁護人推薦制度あるいは弁護人援助制度の実施等につきましては、これも日弁連等からの御要請もございまして、これらの制度については十分周知徹底にこれまで努めてきたところでございますし、被疑者段階で被疑者から相談を受けた場合あるいは申し出があつた場合に、その制度を教示したりあるいは弁護士会に通知するなどの措置を講ずるように周知徹底を図つてきているところ

を講ずるように周知徹底を図つてきているところ

でございます。

今お尋ねの当番弁護士制度につきましては、今委員からもお話をございましたように、創設されからまだそれほど歴史がないと申しますが、一年半余の経過というふうに理解しておるわけですが、それぞれ各単位弁護士会が独自に創設され、あるいは創設しようとしている制度であるというふうに承知しているところでございまます。それについて、非常に吉報でありますけれども、最高裁判所はこしの四月から、勾留質問

するよう指導していることも当然でございます。

○北村哲男君 今の警察廳ですか、ちょっとひとつかかるところがあるのです。被疑者の方が弁護士を紹介してほしいと言われたら教えてあげる、これがいいんです。そうじゃなくて、何も言わなくともこういう制度がありますよということを言つていただきたいというのが弁護士会の趣旨でござります。しかも、その制度の内容は、待機制をとるのかあるいは名簿制をとるのか、それから当番弁護士への連絡は弁護士会経由になるのかどうか。あるいは弁護士選任権者以外の者からの要請によつて接見に赴くことを予定している制度であるのか

どうかというような点につきまして、各弁護士会によつて、地方によつてその内容が区々に分かれています。それで各地における当番弁護士制度の実態と実績について十分把握する必要があるのではないかというふうに理解しているわけでございまして、その実績等が必ずしも同じではないと思うわけでございます。

したがいまして、私どもの方は、とりあえず各地における当番弁護士制度の実態と実績について十分把握する必要があるのではないかというふうに理解しているところでございまして、その実績等が必ずしも同じではないと思うわけでございます。

これがいまして、私どもの方は、とりあえず各地における当番弁護士制度の実態と実績について十分把握する必要があるのではないかというふうに理解しているところでございまして、その実績等が必ずしも同じではないと思うわけでございます。

浅いという点で、日弁連は全国都道府県に五十二の弁護士会があるので、そのうち既に三十四の弁護士会がこの制度を二つの方法で実施し、そしてことしの四月末までには十もふえて八%と、いうか、そのうち全国にもうことじゅうにはほとんど確実に広がると思いますし、その辺については弁護士会も制度を二つの方法なら二つの方法をそういうことではつきりさせるので、その点について一緒に実施していくと思うのですけれども、ぜひ裁判所がいち早くきちっとこういう何かなに書いてどこでも見られるようなことを、勾留審問の際に示すような形ができると同じような方法で、警察の拘置所であつても、あるいは警察官のところであつても被疑者に見せるような形、これを実施していただけるように望みたいと思います。

いるのか、そしてそれが研修所の移転に伴つてさらにふえるということなんですが、どのくらいえていくのかという点についての変動、増減等について御説明を願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御指摘のとおり、司法試験制度の改革に伴いまして注曹三者の合意ができまして、司法修習生の数を平成四年度から六百人程度、それから平成六年度以降は七百人程度に増加させていく、こういうことが合意されているわけでございます。

そこで、私どもとしましては、修習生の数が七百人程度になる平成六年四月をめどといたしまして司法研修所を移転するということを計画していくわけでございます。新庁舎に移転するまでは八百人程度の段階になりましても現在の教官数職員数でもつて対応していきたい、このように考えております。

いましたように、この当番弁護士制度の実態あるいは実績は、各地の各単位弁護士会によつて制度が違つてゐると思ひますので、私どもも各検察庁において、そういう各弁護士会でとつておられる違う形の制度についてそれぞれ対応する形も違つてくるかと思うわけでござりますが、いずれにいたしましても、各検察庁を通じまして当番弁護士制度の実態と実績について十分把握した上で各検察庁が適切に対応するようになっていきたいと思つております。

○北村哲男君 それでは、もう今の問題はそれで結構でございます。

いの事務官がおられるのかといふこと、それと、そのあとについては比較はどういうことでしょか。
○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 失礼いたしました。

そこで、司法研修所においてどのくらいの教官があるは事務官、そのほかの人たちを現在擁しておられます。

次に、この法案の関係なんですが、昨年からこしにかけて裁判所の定員の関係で一番大きな問題は、やはり司法試験改革に伴う司法修習生の増加とそれから司法研修所の移転ということだと思います。また、資料の中にも司法研修所の充実あるいは司法修習生の実務修習の充実のために裁判所事務官がふえるということを大きな理由に挙げておられます。

いるのか、そしてそれが研修所の移転に伴つてき
すか、今後は

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 先ほど御説明しましたように、六百人程度の段階では、現

○北村哲男君 時間ですから終わります。
在の司法研修所の庁舎を使います関係もありまして、教官数をふやさないという体制でいきたいと考えております。

○野村五男君 この法律案は、主として民事事件の適正迅速な処理を図ることを目的としていることがあります。

そこで民事訴訟事件の処理方法について最高裁にお尋ねいたします。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 最近の地方裁判所及び簡易裁判所に提起されました民事第一はどのようになりますか、お伺いします。

審訴訟事件の数でございますが、この法律案関係資料の二十二ページに出てございます。
地方裁判所の事件につきましては、昭和六十年

には、この表にござりますように約十三万件といふことであつたわけですけれども、六十二年からは減少に向かいまして、平成二年度には十一万二

千六百六十一件というふうになつております。
それから、簡易裁判所の方でございますが、こ

れは二十四ページの表でございます。簡易裁判所の方も昭和六十年には二十三万件を超えておつたわけですが、その後急激に減少いたしまして、平

成二年には九万七千三百五十五件ということです。これは主として急激に増加しております。した貸し金事件等のいわゆる消費者信用事件でござります。

ざいますが、これが貸金業法等の制定により落ちつきを見せたということが大きな原因であろうか

と思われるわけであります。しかし、この表には出ておりませんが、平成三年度の仮集計というの

所の方は約十二万件、簡易裁判所の方が約十一万二千件ということで、前年に比べましてかなりの

増加を見せておるといふことでござります。

次に、審理期間のお尋ねでございますが、これは資料の二十五ページの表でございます。平成二年年度で申し上げますと、地方裁判所におきましては十二・九カ月ということでございます。それから、簡易裁判所の方は三・一カ月ということでございまして、それなりの成果を上げていると見てよいかと思います。しかしながら、これは全事件の平均でございまして、当事者が本当に真剣に争つておる複雑な事件、例えば対席判決をされた事

件がそれに当たると思いますが、その事件だけ見てみますと、これは二十五ページの下の表にございます。地方裁判所で見てみると、六ヶ月以内に終わつておるのが全体の二六・四%、これをも含めまして一年以内に終わつておのが四四・一%、二年以内に終わつておのが七〇・一%といふことになります。平均審理期間をとりますと二

○・九ヵ月用ということになつておりまして、まだそれほど早いかと言われると必ずしもそうとは言えないといふふうに言えようかといふふうに考へておるわけでござります。

○野村五男君　今のお話を伺いしますと、当事者間で真剣に争っている事件では判決が出るまで相当の期間を要しているようであります。最

近、民事訴訟事件数が年々減少してきて居るといふお話をあるのに、なお相当の期間を要している

のはどうしてでしょうか。裁判所としてはこの点の改善についてどのような対策をとつておられるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(今井功君) 今御説明申し上げましたように、平成二年までは地裁、簡裁の訴訟の事件数は減少してきたわけでございま

す。しかし、その間にも例えば公害であるとか医療過誤の事件というような非常に事件処理が複雑

でありました。処理が困難な事件が徐々に増加する傾向にございまして、各裁判官の努力にもかかわらず

す事件の審理にはなお相当の期間を要していると
いうのが実情でございます。
申すまでもなく、民事裁判の使命は国民の間の

紛争を適正迅速に解決をして国民の権利の救済実現ということにあらうかと思います。したがいまして、複雑困難な事件が多くなってきたとは申しましても、事件の処理に時間がかかり過ぎるということありますと民事裁判に対する国民の要請に十分こたえていないということにならうかと思われるわけであります。

その裁判の長期化の原因、これはいろいろ考えられるわけでございますが、一つ申しますと、從来の訴訟におきましては書面を交換するだけのいわゆる形式的な口頭弁論というのが五月兩式に何回も重ねられてきた、これが一つの遅延の原因だというふうにも言われております。この点につきまして、最近、第一線の裁判官の間で訴訟のあり方を見直そうというような試みがなされておるわけでございます。具体的に申しますと、法廷を今申し上げましたような単に書面交換の場にするということではなくて、その法廷の弁論期日の前に準備できることは十分準備をしておいて、口頭弁論期日においては實質的な討論を行い、争点をそこで煮詰めるというような作業を行う。それから、証拠調べにつきましてもできる限り効率的、集中的に行おうというような試みがされておりまして、このよくな試みが全国的に徐々に広まりつつあるというような実情にあるわけでございます。

○野村五男君 今のお説明ですが、口頭弁論を実質的な討論の場にして審理を充実させる方策をとつておられるようですが、これと今回の地方裁判所における民事訴訟事件の審理充実のための判事補七人の増員とはどのような関係にあるのですか。つまり、判事ではなく判事補を増員するのはどのような理由からなのですか。また、七人程度の増員で民事訴訟事件の審理充実は図られるのですか。お伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御指摘のとおり、民事訴訟事件の審理充実を図るために一人で裁判ができる判事を増員するのが一番端的でございまして最も効果があると私どもも考

えております。しかしながら、判事を増員するためには判事のなり手という問題を考えざるを得ないわけでございまして、現在では原則としましてますても、事件の処理に時間がかかり過ぎるといふことになりますと民事裁判に対する国民の要請に十分こたえていないということにならうかと思われるわけであります。

その裁判の長期化の原因、これはいろいろ考えられるわけでございますが、一つ申しますと、從

來の訴訟におきましては書面を交換するだけのい

わゆる形式的な口頭弁論というのが五月兩式に何

回も重ねられてきた、これが一つの遅延の原因だ

というふうにも言われております。この点につきま

して、最近、第一線の裁判官の間で訴訟のあり方を見直そうというような試みがなされておるわけでございます。具体的に申しますと、法廷を今申し上げましたような単に書面交換の場にするということではなくて、その法廷の弁

論期日の前に準備できることは十分準備をしておいて、口頭弁論期日においては實質的な討論を行

い、争点をそこで煮詰めるというような作業を行

う。それから、証拠調べにつきましてもできる限

り効率的、集中的に行おうというような試みがさ

れておりまして、このよくな試みが全国的に徐々

に広まりつつあるというような実情にあるわけでございます。

○野村五男君 ところで、最近の新聞報道等によ

りますと、從来ですと複雑困難な事件を一人の裁

判官が担当していたわけでございますが、それを

合議事件に回しまして、その分一人の裁判官の負

担が軽くなる、こういったことからも民事訴訟全

体の審理の充実を図ることができる、このように考

えております。

○野村五男君 ところが、最近の新聞報道等によ

りますと、破産事件が増加していると聞いており

ます。破産事件については、サラ金業者による過

酷な取り立てなどが社会問題化した当時、大量の

申し立てがされました、その後鎮静化したと聞

いていましたが、どのような状況ですか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 破産の事件

でございますが、今御指摘ございましたように、

いわゆるサラ金問題が社会問題化しました昭和五

十九年にピークを迎えまして、その当時は二万六

千件というふうになつたわけでございます。その

後減少いたしまして、最近数年間は約一万件強といふふうに落ちついておつたわけでございます。ところが、これが平成二年から増加の傾向があらわれまして、平成二年にはその前の年の約二割増、一万二千四百七十八件となりました。それから、平成三年に入りました際に増加いたしまして、平成三年の申し立て件数は二万五千九十一件ということで前年度の約二倍、五十九年の申し立て件数でございました。

立て件数に迫る件数となつたわけでございます。このうち特に増加の激しいのは個人の自己破産の件数でございまして、二万三千二百八十八件というふうになつております。

○野村五男君 クレジットカードを使って購入し私どもは、まず判事補を増員させていただきまして、かかる後に判事の増員をお願いしたい、段階を踏んで増員をお願いしたいと考えているわけでございます。

判事補は一人では裁判を担当することはできませんが、いわゆる合議事件を担当しまして、合議体の一員としまして事件を担当するわけでございます。まして、合議事件の審理の充実を図ることができると考えております。合議事件の審理の充実を図りますと、從来ですと複雑困難な事件を一人の裁判官が担当していたわけでございますが、それを合議事件に回しまして、その分一人の裁判官の負担が軽くなる、こういったことからも民事訴訟全体の審理の充実を図ることができる、このように考えております。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 先ほど申しました平成三年の個人の自己破産のうち、いわゆる貸金業関係と私どもは申しておりますが、中身を申しますと、クレジット会社、信販会社、サラ金業者、あるいは総合リース会社というような広い意味での貸金業者からの借り入れを主な原因とする破産の申し立て件数、これが平成三年は一万八千五百十件ということで、前年の二・一六倍ということになつております。全破産申し立て件数の七二・三%というわけでございます。また、幾つかの裁判所の担当者から聞きますと、最近では、今御指摘のありましたように、クレジットカードを用いまして幾つもの業者の方から返済能力を超えて借り入れをした、それが払えなくなつたために破産の申し立てをしたという事例が目につくというようなことでございます。

○野村五男君 最後に質問いたします。

多額の債務を負つた人がみずから破産を申し立てるいわゆる自己破産の申し立てが多いよう聞いております。このような場合には申立人は弁護士に依頼する資力がないため本人みずから申し立ての手続をとることが多いと思うのですが、一般的の市民は破産の申し立て手續を十分に知らないたつて質問いたしますが、時間の都合上まとめてお願意いたします。

○野村五男君 終わります。

○中野鉄造君 今回の法案改正について数点についてどういうよう検討されたのか。昨年度の総務局長の答弁で、百二十国会だつたですか、判事補を増員する理由の一つに家裁の充実というこ

とを挙げておられたわけですかけれども、この点についてどうなのか、これが一点です。

それから次に、弁護士から裁判官及び検察官への定期採用の制度がこの四月から実施されることになつておりますけれども、先日の新聞報道等によりますと、裁判官の希望者は九名だった、こういうようなことが報じられております。これらの希望者の平均的な年齢だとかあるいは弁護士経験年数だとか、そういうのがどうなつてあるのか、また、そうして採用された人たちの配置及び今後の見通しはどうなのか、この点についてお尋ねいたします。

それともう一点は、裁判所の職員の減員の理由として、司法行政事務の簡素化、能率化が理由に挙げられておりまして、この対象にされているのがいわゆるタイピストだとかあるいは技能労務職員の数を減らすという答弁がなされました。この事務の簡素化、能率化はこれまでどういうよう

に努力されたのか。また、これらの職種の今後の見通しはどうなのか、以上お尋ねいたします。

○最高裁判所長官代理者(山田博君) 御質問の冒頭にございました家庭裁判所の充実強化のためにどのような方策をとつておるのかという御質問にまずお答えを申し上げます。

家庭裁判所は創設以来もう既に四十年余りを経過しておりますが、國民に身近な裁判所として定着をしてまいっているわけでござりますけれども、近時の社会経済情勢の変動等もありまして、家庭のあり方も変わってきておりますし、権利意識の高揚というようなこともございまして、家裁の紛争解決機能に対する國民の期待は一層高まつてきているというふうに私どもは考へておるわけでございます。

これに対応しまして、私どもとしては従来とも家庭裁判所の充実強化のために努力を続けてまいっているわけでございますが、事件処理の面からこれをもう少し具体的に申し上げますと、まず事件を担当する裁判官に家庭裁判所の理念や機能を十分御理解いただく、このための研修であります

とか研究会を行なう、あるいはまたその執務の参考に資するための各種の資料の刊行に努めるという

ことはもちろんでござりますけれども、具体的な事件処理におきましても、家事事件に関しては從

来よりも一層家裁調査官を活用する、あるいは家事調停制度の研修を充実するということを通じて家事調停制度の充実を図るとともに、家事の審判事件につきましては民間の良識を反映させるとい

う意味で参与員の積極的活用に努めております。

一方、少年の事件につきましても、少年に対する処遇の適正選択を的確に行なう、こういう意味に

おきまして試験観察制度の効果的活用であります

とか、あるいはまた事案に応じて複数の家庭裁判所調査官による共同調査を行う、こういうような

各種の方面からの試みを通じて、その機能の充実強化に努めてまいっているつもりでございます。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) まず、弁護士からの任官問題について御説明させていただ

きます。

昨年の十月に最高裁判所におきましては、弁護士からの裁判官任官をより一層推進するという観

点から従来の選考要領を改めまして、弁護士経験五年以上、それから裁判官として少なくとも五年

程度は勤務していただけるという方で年齢五十五歳ぐらいまでの方にぜひ来ていただきたい、こう

いうふうにしたわけでございます。そして、委員御指摘のとおり、現在九人御希望をしておられます。この方は弁護士経験十年ないし二十年の

方々でござります。現在、提出されました書面につきまして書面審査あるいは各高裁、地裁の意見を聞いておる段階でございます。

次に、事務の簡素化の問題についてお答えさせ

ていただきます。

裁判所の司法行政というものは一般の行政と共に

通するところがございまして、いろいろな面で簡

素化、能率化を図る余地があるわけでございま

す。例えば文書にしましても、OA化を図る、あるいはファクシミリを使う、そういうことから

いろいろな簡素化を図ることができるわけでござ

ります。

報告事項等を整理したり、あるいは下級裁判所へ

所同士のいろいろな連絡等も簡素化したり合理化

することができるわけでございまして、私どもも

従来からこういった司法行政の面におきましては

いろいろな合理化等を図ってきたところでござい

ます。

定員削減の関係でございますが、一つは文書の

净書の量が減つてきたということからタイピスト

の削減を図る、もう一つは、庁舎の清掃管理部門

等を外注したりすることによりまして合理化を図

るというところから削減を考えているところでございます。

以上でございます。

○中野鉄造君 次に、先ほど同僚議員からも質問

があつておりましたけれども、被告人ではなくに被疑者に対する国選弁護人の選任権、この問題についてでございます。

最近よく報道等でも見受けますけれども、いわゆるその検査段階における任意性のない自白が冤罪を生むというようなことが大きな原因ではなかろうかと思ひますし、これは少なくとも殺人等の重大事件あるいは否認事件で身柄を拘束される被疑者に対しては、被告人と同様にやはりこれは国選弁護人の選任権を保障すべきではないかと私も思いますけれども、法務大臣の御所見を承りたい。

○国務大臣(田原隆君) お答えします。

そのような御意見があるということは承知しておりますが、被疑者段階での国選弁護人制度を設けることについては刑事手続全体の構造との関係において慎重に検討しなければならない。例えば

バランス論からいくと、國費でやるわけですから國民感情がそこまで全部ついていっているかどうか

かという問題、それから検査の段階と公判の段階

における契約についても、第三者の生命を保護する

が普通平常化しているわけなんです。しかも、有効な契約としてそれが処理されておるわけです

けれども、ここにいろいろな問題が派生していくと私は思います。

そこで前回、不動産登記法四十四条ノ二の条文についてこれを例に引いて私はお尋ねしたわけ

ですが、その条文が効果を生じている旨のお答えもありました。この第三者の死亡を保険契約の内容とする契約についても、第三者の生命を保護する

が普通平常化しているわけなんです。しかも、有効な契約としてそれが処理されておるわけです

けれども、ここにいろいろな問題が派生していくと私は思います。

具体的に言えば、第三者の死亡を保険事故とす

る保険契約を締結するときは、あらかじめ生命保

険会社からその第三者に、あなたにこうこうしか

じかでだれそれがこれだけの保険金をかけていま

すよという、その承諾確認の通知を配達証明郵便で行なわせる。第三者から承諾確認の返事が保険会

社に到達してから保険契約が初めて当事者間で正

式に締結されると、こういう規定にすべきではないか、こう思うわけです。とうとい人の命を保険金殺人から守るという観点からもこれは非常に大事なことじやないかと私は思います。

また、例えば保険契約に際して、第三者といつても事前に第三者に承諾確認の通知をとるわけですけれども、その第三者が未成年の子供であったというようななときには、これは民法八百二十六条の利益相反行為に準じてその承諾確認通知の対象は家裁の選任する特別代理人とする、こういうような方法もとれると思うんですけれども、この点についてお尋ねいたします。

○政府委員(清水満君) 第三者を被保険者とする保険契約におきましては、被保険者の同意が保険契約の効力発生要件である、こういうふうに商法上なっているわけでございます。この立法の趣旨は、先生まさに御指摘のとおり、もし第三者の同意なしにこのような契約が自由に行われるということになりますと、当該第三者の身に危険が生ずるおそれがある、こういうことから第三者の同意が絶対必要であり、しかもこれは強行法規であつて、これに反する特約をしても無効である。この同意がない場合には保険契約は効力を生じない、無効である、こういうことになつてゐるわけでございます。

そこで、こういう契約をいたしましても無効でございますから、仮に第三者が死亡いたしましても保険金請求権は発生しない、こういうことになるわけですが、これでございまして、それなりに商法におきましては最も強い、無効であるということによりまでも保険金請求権は発生しない、こういうことにならないままこのようない契約がされているのではないか、ということにございました。

そこで問題は、先生御指摘のように、現実の実務におきまして第三者の同意が十分に得られてお

らないままこのようない契約がされているのではないか、ということございますけれども、この点につきましては私ども保険の実務を直接掌握する立場にはございませんので、正確なことは申し上げ

られませんけれども、大蔵省等の監督官庁におきましてこのようない同意をきちんととるよう十分な指導をしておられるというふうには伺つてゐるわけでございます。

しかしながら、それでも第三者の同意が必ずしも確実に得られないというような場合に、先般先生御指摘の不動産登記法の例の保証通知の制度、これが採用したらどうかというがたいまの御意見でございます。私どもはそういうような制度を採用するということにつきましては、これは一つの非常に示唆に富む意見ではあるというふうに思ひますけれども、一つには、理論的な問題としてこのようない登記所が現在行つてゐる保証通知の制度はいわば登記官という國の機関に対して私人が登記という処分を求める、そういう場合に、登記官といたしましてはその人間が本当に本人であるかどうかという審査をする義務が不動産登記法であるわけでございますけれども、その審査をする義務の履行の方法として現在事前通知という制度がとられておる、こういう状況になつてゐるわ

けでございます。

しかししながら一方、商法の保険契約に関する規定は私人間の対等の私法契約としての保険契約について、その保険契約を締結するための要件とか効果とかあるいはそれに伴う種々の権利義務といふようなものを商法は規定しているわけでございまして、具体的にその契約を締結するに当たつて、例えば第三者の同意を得るためにはどういう手続をとつたらいいかというようなことについても、一応これは商法の保険法の範囲外の問題ではないかというふうに考えられる要素もあるわけでございます。

は、一応これは商法を前提といたしまして、そういう会社が無効な保険契約とならないようにするためにいろいろな第三者的手続というものをつくり、そういう第三者的同意がなければ無効であるといふことといたしまして、そういう商法の規定に基づいて保険業を行う保険会社、そういう業務のあり方あるいは業務規制のあり方

方の問題として、先生がおっしゃるような、例えば通知制度を事前にとるというようなことも一つの方法として考えられるというふうにも考えられるわけでございます。

したがいまして、私どもこれは商法の問題として検討すべき問題なのか、あるいは保険会社の業務のあり方、あるいは業務の監督のあり方等の問題として検討すべき問題であるのか、いろいろ考え方はあるところでござりますけれども、なお引き続き御意見を伺いまして勉強させていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○中野鉄造君 今御答弁ございましたけれども、この間も大蔵省は、こういうような商法のちゃんとした法律がある、それだけに自分たちも指導している。していると言われるけれども、現実にここの事件が発生して、やにわに指導されたといふわけではない、もう以前からこういう指導はしておられると私は見ているんですけど、現場では全然そういうことはもう守られていない。こういうことはしかもずっと連鎖的に、それにヒントを得たように法の目をかいくぐつてこういう事が多発しております、現実に。

ですから、この件については今民事局長から御答弁がありましたけれども、ひとつお一層いろいろな各方面と検討をされて、何らかの手を打つていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○橋本教君 まず、この法案に則してお伺いをしたいと思うんですが、先ほどお話をありましたように、裁判官の判事補七名の増員ということで、育児休業の申請があつてもそれは遠慮しても夫をいたしまして、育児休業をとりやすいように考えていただきたいと思つております。

○橋本教君 だから、今の答弁でもなかなか目につばいでかなり苦労しなきやならぬ数字なんだといふことはわかるんですが、そういう実情でこの七名の増員だけではなかなか回りがきかないのです、育児休業の申請があつてもそれは遠慮してもらいたいとか、抑えるというようなことがあってはならぬと思うんですが、それは間違いくなく申請があればきちんと受けとめていくということになりますか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員のおつしやった趣旨を踏まえまして、育児休業の申請があればそれを認めていく、こういう方針でいいだらうという話がございました。

具体的にこの七名の増員をどのように裁判所としては機能的に配置をなさるということなのか、その点とのかかわりで、育児休業だけの問題じゃないと思いますが、お考えをまず伺いたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員のおつしやった趣旨を踏まえまして、育児休業の申請があればそれを認めていく、こういう方針でいいだらうといふことをお聞きしましたが、それが認めないとお聞きしたが、近年、公害問題あるいは豪害問題あるいはまた自然災害からくる損害賠償など、そういう特殊複雑な事件

配置したいと考えております。

○橋本教君 先ほど、育児休業の申請が現在のところ三名だとということですが、私どもの調べでは今年出産なされた方が八名いるというように聞いておりますので、八名いらっしゃるとすれば七名の増員では、いわば東京、大阪の裁判所の充実とおっしゃつても、育児休業関係の対応だけで目いっぱい、實際は焼け石に水ではないかという感じで心配をして伺つておるんですが、どうなんですか。

(委員長退席 理事中野鉄造君着席)

難な事件の近年の増加件数とか、裁判所で特別に対応なさっている状況があるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今御指摘の

ございましたように、公害、医療等の複雑な損害賠償事件というのは近年増加をしております。私どもの方では、これをいわゆる特殊損害賠償請求事件、こういうふうに名づけておるわけです。

具体的には、公害、医療、薬品、食品、航空機、船舶、欠陥自動車、労働災害、こういうようなものをお特殊損害賠償事件というふうに名づけておるわけですから、この事件につきましては近年増加をしておりまして、例えば十年前の昭和五十六年と平成二年とを比較いたしますと、公害事件でいきますと、十年前には八百件係属しておりますのが、平成二年には千八十二件ということであります。医療の事件は十年前に千二百十三件の係属が、平成二年では千六百六十一件といふうに増加をしております。逆に薬品、食品の事件、それから欠陥自動車の事件は若干減少しておるということで、トータルでまいりますと、昭和五十六年の係属事件は三千六百七十四件、これが平成二年には四千百四十二件ということで、約五百件足らずふえておる、こういう状況でございます。

【理事中野鉄造君退席、委員長着席】

それから、そのための審理処理の対策でございますが、これにつきましては、これらの事件はいざれも被害の実情であるとか、あるいは加害行為と被害との間の因果関係といふようなものにつきまして自然科学の技術的、専門的な知識が非常に必要だということをございます。そういうことでありますので、証人も多数になりますし、鑑定人をお願いして鑑定をしなきゃいかぬ場合も多い。こういうようなことでありますので、裁判官にもこういう自然科学の知識が必要であろう、こういうことでございます。

そのため私どもの方では、この各裁判所におきまして、自然科学を裁判官がいろいろ勉強するというような機会と、研究会のようなもので

ございますが、こういう機会を設けまして、これは基礎的な知識ということになりますけれども、そういうような知識の涵養を努めておる、こういうことでございます。

○橋本教君 その関係で、私は特殊損害賠償請求

事件というのは非常に争点も複雑だし、判断も難しいケースが多いのですから、おっしゃるよう

に、証人、鑑定人あるいはいろんな調査が必要になってしまいますので、当然審理期間もこれはかなり長くかかるケースが多くなつてくるだろうと思うんですね。

先ほど議論にも出ましたが、資料でも出ておりますけれども、どのくらいの審理期間を要するかというのを資料で見ますと、大体民事事件では二カ月ぐらいかという数字が出ておるんですが、この特殊損害賠償事件では、その程度では済まないのが実情ではないかと思いますが、どういう実情でしょうか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 御指摘のとおりでございまして、やはり非常に難しいものですから時間がかかるておる。例えば平成二年の既済事件、平成二年に終わった事件で申し上げますと、例え公害事件では二十五・七月、二年余り、医療の事件では四十三・三月ということでありまして、特殊損害賠償事件全体でいきますと、三十四・二カ月、こういう数字になつておりますと、一般的の事件に比べますと、やはり相当な時間がかかるというのが実情でございます。

○橋本教君 そこで、こうした特殊損害賠償請求

事件というのは、社会的にも注目されるような事

件が多いわけとして、この点について裁判の充実

という観點から、裁判所としては今後重要な部分

として裁判官の配置、書記官あるいは速記官の配

置も含めて、裁判の迅速化と充実のために一段と努力する方策を検討してほしいと思うんですが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今おっしゃいましたように、こういう事件は非常に世間の関心も強いわけでありますし、また、こういう事件

の被害者の方々の救済の必要というのも非常に大きいわけでございます。

ただ、今申しましたように、こういう事件自体が非常に困難なものでございまして、ある程度時

間がかかるということでございます。そのため、非常に大きな事件が係りましたときには、その部の負担を軽くするというような措置もとられている場合もございますし、普通は合議部には三人の裁判官が配置されておるわけでございますけれども、あるいはその部に場合によつてはもう一

人の裁判官を配置しまして、主任の裁判官が一定期間その判決の起案に専念するというような工夫もされておるわけでございます。

そういうようなことであるとか、あるいはこう

いう事件におきましては原告が非常に数が多いと

いうようなこともあります。したがいまして、

そのようなときに損害の算定というのも非常に複

雑な計算をしなきゃいかぬというようなこともあ

りますて、そういう場合にはいろんな計算のため

の能率器具というようなものとか、あるいは判決

の起案等をするためにいろんなコピーの機械と

か、いろんなそういうOA機器というようなもの

も必要でございますので、そのような面でいろいろ配慮をしてまいつたつもりでございますし、今後とも同じようなことで司法行政上のいろんな配

慮をしていかなければいけないというふうに考えております。

○橋本教君 これまでにもカネミ油症事件、あるいは典型的な水俣事件も含めまして、国民の権利にかかる重要な事件がこの部分は多うございます

ので、今答弁なさいました方向で一層の充実の体

制をつくされることをこの点では特に希望してお

きたいと思います。

それで、裁判官一人当たりの持ち事件というこ

とですが、先ほどの御答弁では、東京地裁の調査

で、民事事件では裁判官一人当たり二百十件をお

持ちだという話がございました。大体大阪でもこ

の程度、あるいはこれ以上かというように思つて

おりますが、大阪の数字はございますか。

そういう意味では、司法の分野でも欧米諸国に

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 大阪の数字は今手元に持つておりません。

○橋本教君 いずれにしても、それに劣らないことは間違いないわけでございます。

それで、この裁判官の持ち事件数はどれくらいが妥当かというのは客観的に数字ではなかなか出る問題ではないんですが、一般的に言いまして、非常に持ち事件が多いといふことがこれは裁

判官の過重負担というだけではなくて、裁判を受ける権利を持つている国民の側から見ても、迅

速、適正、公正な裁判を受けるという権利との関

係でも、減らしていく方向が大事だ。そうなりま

すと、裁判所の裁判官やあるいは書記官の増員と

いうこと、それからまた、裁判所の建物も狭隘で

どうにもならぬということが困るわけでして、

司法制度全体の充実ということがどうしても大事になつてくる。例えば、外国の数字なんかと比べてみましても、諸外国の裁判官の数といふのは、

日本と比べまして比較にならないぐらい多いとい

うのはもう常識になつておりますですね。

そしてまた、事件数の推移を見ましても、私どもいたいたいた資料では、一九五〇年ぐらいから今

日まで比べますと、事件数の増加は四十年間で四

ないし五倍といふことで増加をしておりまして、

数字で言えば、一九五〇年が新受理件数、民事、

行政で約四十三万件ぐらいだったのが、一九九〇

年は百七十二万件という数字も出でております。

ところが、裁判所の裁判官の増員や定員といふのは、こういつた四倍、五倍ということではなくて、

わずかな人数しかふえていないということにもあ

らわれておりますから、そういう意味で私は、こ

の裁判所の裁判官や職員の数がどれくらい必要か

という問題は、これはまさに今私が指摘した法曹

人口がどれくらい要るか、それから、社会的ニ

ズとして国民の権利を受ける問題としてどれくら

いの裁判官、職員の数が要るかといふ大きな視野

で今後展望して考えていかなくちゃならぬとい

うことを見つんでいますね。

そういう意味では、司法の分野でも欧米諸国に

比べて民主的な国家としてはまだおくれているというのは、これはもう多くの識者の一致している意見ですが、そういう大きな構えからこの定員問題を思い切って見ていくという姿勢がおありなのかどうかということを伺いたいと思うんですね。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御指摘のとおり、裁判官一人当たりの適正な手持ち件数がどのくらいであるかということを数字であらわすことは非常に難しいわけでございまして、私どもも数字であらわすことはしておりませんが、裁判所全体の事件処理状況と申しますか、裁判所に新しく提起される事件と、それから裁判所で解決される事件、これを新受事件と既済事件と申しておりますが、その関係を見ることが一つのメールマールになるのではないかと考えております。

その観点から見ますと、現在のところ既済事件数が新受事件数を上回っておりまして、徐々に未済事件数が減っているという状況でございますから、その観点からは、まあまあ裁判官その他の職員の数も一応のものであるというふうに理解しております。ただ、委員も御指摘のとおり、やはりいろいろな事件を適正迅速に解決していくということが国民の裁判を受ける権利を保障する点からも極めて重要なところでございますので、私ども從来と同様、今後も裁判所職員の増員については努力をしていきたい、このように考えております。

○橋本教君 時間が参りましたので終わります。

○萩野浩基君 今回上程されております裁判官等の定員をふやすこと、このことについては、裁判のスピードアップ、こういうものを図るためであり、また、先ほどの御質問もありましたが、やはりこれが立法府に上程されたことは三権分立の意味からしても、その趣旨等におきましては大綱において理解できるものであります。

しかし、現段階での目的達成のためにはこういうことで仕方ないのかもしれませんけれども、定員増を裁判のスピードアップに本当の意味で結び

つかせるためには、そうした手段をもつともつと工夫が要るんじゃないか。単に審理や、また判決文というようなものの作成時間等における幾分かの短縮だけではいつも同じことを繰り返しておることであつて、効果、また意味が薄いのではないかなと思いますが、その点についていかがでしょうか。簡単にお答え願います。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御指摘のとおり、事件の適正迅速な解決のためには、單に人的な問題だけでなく、物的施設の充実でござりますとかいろいろな施策が必要である、このように考えております。

○萩野浩基君 私考えますのに、例えば担当判事によつて事件の判決が異なる事態、こういうのが御案内のように往々ありますね。そういう事態をもじでくるならばなるべく未然につかみ、みんなが納得できる判決を早期に見出す、そうした方法というのはこれは大変と思いませんけれども、私は考える必要があると思うが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御承知のとおり、裁判官はそれぞれの良心に従つて裁判をやつしていくわけございまして、それぞれの裁判官が自分の良心に従つて事実認定をし、法律判断をするわけでございます。結果的には、A裁判官の事実認定あるいは法律判断とB裁判官の事実認定、法律判断が食い違う、こういうことは起ることでございます。しかし、そういうことは起ることはやはり各裁判官の良心に従つてやつていることございまして……

○萩野浩基君 簡単でいいですから。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) やむを得ない面があるうかと思いますが、しかし私どももいろいろと工夫をいたしております。例えば研修でございますとかあるいは協議会等におきましてお互いに意見を交換し合う、こういうことをやつております。

○秋野浩基君 そういうような工夫をされておるといふことでわかりましたけれども、現在三審制であつても、できるならば最高裁まで上告せずに事

件がなるべく解決できるといふ方向であつてほしいと、スピードの意味におきましても考えております。その点について、これは今の答えと同じになると思いますが、もしもつとお考えがあればちょっとお話しただければと思います。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 一般論でございますが、なるべく早期に事件が解決するということは大変望ましいことである、このように考えております。

○萩野浩基君 次に、大変これは基本的なことを法務大臣にお尋ねいたしますが、日本ではもちろんルール・オブ・ロー、法による支配ということを民主主義を進めておるわけですから、あらゆる法律の解釈とかそういうものに対する姿勢といいますか、プリンシプルといふか、原理、ベース、そういうものは何とお考えになつておられですか。法務大臣にお尋ねします。簡単に一言で結構です。

○国務大臣(田原隆君) 法律に対する考え方だと思うのです。これは、法律が社会において守るべき最低限のルールであるということをしっかりと認識することだと思います。

○萩野浩基君 了解しました。

私も法調局長官の入江俊郎先生等に学びましたもので、法の一一番大事な解釈のもとは一般社会通念であるということを教わってきたわけですが、私も今そのように考えております。まあ大体、法務大臣もほぼ同じような考え方だとうと、そう思つてよろしゅうございますか。御答弁をお願いします。

○國務大臣(田原隆君) 法律の専門的な、相当な細かい分野でございますので、私が答弁するよりも専門家が答弁した方がいいと思いますので、まず最初にそれを聞きたいと思います。

○秋野浩基君 簡単にお願いします。

○政府委員(濱崎恭生君) 司法制度のあり方の問題でございまして、最高裁当局におかれてもいろんな角度から御検討されていると承知しております。

○國務大臣(田原隆君) 御指摘の、国民の司法への参加という観点から常に有力な御意見があるということを踏まえて、最高裁におかれてもこれらの制度の研究のために裁判官を海外に研究のために派遣されるなどして鋭意研究を行つておられるなどを承知しております。

私は、調べたところによりますと、昭和三年から昭和十八年まで約十五年間ですか、陪審制度というのがあつたんですね。大正十二年にこの陪審

制というのは陪審法に基づいて定められて、昭和三年から施行されて今申し上げたとおりに十八年四月までこれはやつてます。その後戦争になつてしまつて、停止されたまゝになつております。

その後、昭和六十三年五月の矢口最高裁長官交代だつたと思いますが、欧米で裁判司法が国民の間に定着していると、そういうところから考えてこのような意見を言っておられます。「我が国でも国民の司法への参加の道を探るため本格的に刑事の陪審、參審制度の研究に着手、裁判官を米国等に派遣するなど、将来にわたつて検討されたい」というのが昭和六十三年に出でおるのはこのようないいですが、そういう点から考えても、民事の司法への参加の意味で陪審制度といふようなものをもう一度今考えてみたらどうかと思いますが、いかがなものでしようか。法務大臣にお尋ねします。

○秋野浩基君 そのような意見を言っておられる三四年から施行されて今申し上げたとおりに十八年四月までこれはやつてます。その後戦争になつてしまつて、停止されたまゝになつております。

その後、昭和六十三年五月の矢口最高裁長官時代だつたと思いますが、欧米で裁判司法が国民の間に定着していると、そういうところから考えてこのようないいですが、そういう点から考えても、民事の司法への参加の道を探るため本格的に刑事の陪審、參審制度の研究に着手、裁判官を米国等に派遣するなど、将来にわたつて検討されたい」というのが昭和六十三年に出でおるのはこのようないいですが、そういう点から考えても、民事の司法への参加の意味で陪審制度といふようなものをもう一度今考えてみたらどうかと思いますが、いかがなものでしようか。法務大臣にお尋ねします。

○國務大臣(田原隆君) 法律の専門的な、相当な細かい分野でございますので、私が答弁するよりも専門家が答弁した方がいいと思いますので、まず最初にそれを聞きたいと思います。

○秋野浩基君 簡単にお願いします。

○政府委員(濱崎恭生君) 司法制度のあり方の問題でございまして、最高裁当局におかれてもいろんな角度から御検討されていると承知しております。

○國務大臣(田原隆君) 御指摘の、国民の司法への参加という観点から常に有力な御意見があるということを踏まえて、最高裁におかれてもこれらの制度の研究のために裁判官を海外に研究のために派遣されるなどして鋭意研究を行つておられるなどを承知しております。

私は、調べたところによりますと、昭和三年から昭和十八年まで約十五年間ですか、陪審制度といふのがあつたんですね。大正十二年にこの陪審

というか、そうしたものを持つと近づけるために

も十分研究をしていただきたいと思います。
さて、少し角度を変えますけれども、今日の裁判官の方々は、無論これは法令等について非常に熟知されておるのであります、やはり人間の社会であります。だから、人情の機微とか、また現代のドラマチックにエンジしているこの社会、それから刻々と変わる国際状況、こういう中での司法の問題と、もちろん語学力等もありますが、もう既にいろんなこういう問題が起こってきておりま

また、いろんな面におきましたが、例えば新技術革新などにおいても、必ずしもこれは全部そういうものを熟知できるとは思ひませんけれども、かなり今までの裁判官等よりも別な面からのアシスタントが加わってきているんじゃないのか、当然その辺私はお考えになつていてると思いますが、そういう点でどういうような努力をされていけるか、簡単でいいですからお答え願います。

摘のとおり、やはり裁判官にも国際的な感覚でござりますとか、あるいは庶民感覚というのが必要でございまして、そのために、例えば裁判官を海外へ留学させる、あるいは海外へ派出させる、あるいは民間企業あるいは行政官庁等へ派遣する、こういったことで努力をしております。さらに、司法研修所におきましていろんな研修の機会に幅広い研修を取り入れているところでございます。
○萩野浩基君 思い切った発想の転換をすれば、例えは語学なんかも司法試験の中に入れるのもひとつ考えてみたらどうか。会話はなかなかうまくはできなくとも、少なくとも外国の法律等を読む読解力ぐらいは必要ではないか。そうでないと国際時代の中の日本というものに対応していくないんではないか。特にその辺は強く要望しておきま

公開、それから個人情報の保護、こういちものがございまして、しきりに言われております。それからまた、スウェーデンにそのもとを発しますけれども、オンラインシステムといいますか、こういうようなものを地方自治体でも導入して司法の新しい形が摸索されておる。どうも国レベルにおいては古い形にばかりとらわれておるけれども、やはりそういうような新しいものどんどん研究し取り入れていただくことも必要と思います。その一例を挙げますとオンラインシステム。こういうようなもの、私は、簡単にある程度のものは決着がつくといふのは、かえてこれは司法の社会観ではないか、そう思つておりますので、国民の立場に立つた法制整備こそ大事じやないかと思います。特に、オンラインシステム等についてはどうのよにお考えになつておられるか、法務大臣にお答えいただければいいですけれども、もし御無理でしたらほかの方にどうぞ。

○國務大臣(田原隆君) 法制全般についておつしやつたようにお伺ひしますが、行政全般その他の他について情報公開という波がだんだん押し寄せてきているというのは御存じだと思います。しかし、個人のプライバシーとか人権とかそういうものにかかるものはやはりこれはできないし、そうすると、法務省自身の問題を見ますと、権利の保護とか人権の保護にかかる問題が極めて多いものですから、一般の行政的な省庁におけるようなそういう公開、オンラインというものは、気持ちはあるけれどもなかなか強しなければいけない点が多いと思います。

○萩野浩基君 オンラインというのはただ情報公開というだけの意味ではないんで……

○萩野浩基君 もう時間が来ておりますので終わりにしますけれども、とにかく国民の立場に立つた法制の整備、それから制度改革等にひとつ御尽力をいただきたいとお願ひし、私の質問を終ります。

照会の結果が返つてまいりましたら、また引き続き法制審議会の方で審議をされるというふうに伺つておりますので、私どもとしてもその経過を注意深く見守つてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○紀平悌子君　ありがとうございました。

統いてお伺いしたいんですが、同僚議員が既に共通のことをお伺いされましたが、簡単に一点だけお答えをいただきたいと思います。

田原法務大臣も今国会冒頭の法務委員会で所信表明をされました折に、登記事務の増大、取引等

○萩野浩基君 もう時間が来ておりますので終わりにしますけれども、とにかく国民の立場に立つた法制の整備、それから制度改革等にひとつ御尽力をいただきたいとお願ひし、私の質問を終わります。

○紀平悌子君 本法律案にかかわりまして最高裁判所にお願いをいたします。

司法委員のこととございますが、国民の司法参加の面から、現在簡易裁判所民事事件について和解の試みを補助したり訴訟の審理に立ち会つて意見を述べたりする司法委員の制度が採用されていますが、この制度の現在の運用状況とこの制度を地裁へ導入できないものかということについてお伺いをしたいと思います。時間の関係がございますので簡略にお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) まず、活用状況でございますが、ここ数年非常に力を入れましてこの活用率が非常にふえております。

具体的に申しますと、平成二年でございますけれども、簡易裁判所の事件の中で司法委員の関与した割合が全体では一三・二七%ということになります。これが五年前の昭和六十一年では二・二六%ということでございましたから相当活用されてきたということでございます。特に、欠席判決を除きましたそれ以外の事件での活用状況を見てまいりますと、平成二年では二一・九二%ということになつております。そこで相当活用されてるというわけでございます。

それから次に、これを地方裁判所に導入すればどうかといふお尋ねでございます。

これは実は、現在法務省の法制審議会におきまして民事訴訟手続全体の見直しという作業が行なわれております。昨年の十二月に法務省民事局参考官室の方から、今委員御指摘の地方裁判所において司法委員の制度を設けるものとするということはどうかと、このような事項も多くの意見検討の

照会の結果が返つてまいりましたら、また引き続き法制審議会の方で審議をされるというふうに伺つておりますので、私どもとしてもその経過を注意深く見守つてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○紀平悌子君　ありがとうございました。

統いてお伺いしたいんですが、同僚議員が既に共通のことをお伺いされましたが、簡単に一点だけお答えをいただきたいと思います。

田原法務大臣も今国会冒頭の法務委員会で所信表明をされました折に、登記事務の増大、取引等

き法制審議会の方で審議をされるというふうに伺つておりますので、私どもとしてもその経過を注意深く見守ってまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○紀平悌子君 ありがとうございました。

続いてお伺いしたいんですが、同僚議員が既に共通のことをお伺いされましたので、簡単に一点だけお答えをいただきたいと思います。

田原法務大臣も今国会冒頭の法務委員会で所信表明をされました折に、登記事務の増大、取引等の国際化、社会経済関係の複雑、多様化などを背景に處理の難しい事務が増加しつつあるというふうにおっしゃつておられました。そこで、今回の改正による判事補、書記官、事務官の増員に当たりまして、こういった事件の内容面の複雑化とか国際化、専門化、これにふさわしい人材というものを考慮されていると思ひますけれども、その点いかがでございましょうか、人材の登用の面で。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 御承知のように、判事補は司法試験に合格しまして研修所における修習を終えた者の中から採用するということでござりますし、それから一般職員につきましてはも裁判所の職員の採用試験の合格者の中から任命するということでありまして、その中でもできる限り考え方の柔軟な可塑性に富んだ人材といふものを確保するということは從前からも努力しておりますところでござりますし、また今後ともやはり申されました国際化、専門化というようなことをございますので、一層力を入れていかなきやならないだらうというふうに考えておるわけでござります。

○紀平悌子君 今回の改正で家裁、地裁でそれぞ
れ四名、十二名の減員が行われておりますが、
書事務の簡素化、能率化とはどのような人員の削
減までは位置づけられて、簡単で吉澤で

○萩野浩基君 もう時間が来ておりますので終わりにしますけれども、とにかく国民の立場に立つた法制の整備、それから制度改革等にひとつ御尽力をいただきたいとお願いし、私の質問を終わります。

○紀平悌子君 本法律案にかかわりまして最高裁判官のこととございますが、国民の司法参加の面から、現在簡易裁判所民事事件について和解の試みを補助したり訴訟の審理に立ち会つて意見を述べたりする司法委員の制度が採用されていますが、この制度の現在の運用状況とこの制度を地裁へ導入できないものかということについてお伺いをしたいと思います。時間の関係がございますので簡略にお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) まず、活用状況でございますが、ここ数年非常に力を入れましてこの活用率が非常にあえております。

具体的に申しますと、平成二年でございますけれども、簡易裁判所の事件の中で司法委員の関与した割合が全体では一三・二七%ということがあります。これが五年前の昭和六十一年では二・二六%ということでございましたから相当活用されてきたということでございます。特に、欠席判決を除きましたそれ以外の事件での活用状況を見てまいりますと、平成二年では二一・九二%ということになつております。そこで、お話を聞いておるというわけでございます。

それから次に、これを地方裁判所に導入すればどうかといふお尋ねでございます。

これは実は、現在法務省の法制審議会におきまして民事訴訟手続全体の見直しという作業が行なわれております。昨年の十二月に法務省民事局参事官室の方から、今委員御指摘の地方裁判所において司法委員の制度を設けるものとするということはどうかと、このような事項も多くて意見照会の中の一つの事項になつております。これについては現在法務省の方で各界に意見照会をされておる途中ということでございます。いずれこの意見

照会の結果が返つてまいりましたら、また引き続き法制審議会の方で審議をされるというふうに伺つておりますので、私どもとしてもその経過を注意深く見守つてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○紀平悌子君　ありがとうございました。

統いてお伺いしたいんですが、同僚議員が既に共通のことをお伺いされましたが、簡単に一点だけお答えをいただきたいと思います。

田原法務大臣も今国会冒頭の法務委員会で所信表明をされました折に、登記事務の増大、取引等

でございまして、これは上級庁に対する報告事項を整理するとか、あるいはそれぞれの下級裁判所同士の連絡事項等を整理する、あるいは行政文書の取扱事務の改善等を図る、OA化を図る、そういった観点から削減するわけでございます。

○紀平悌子君 次は、少年事件関連でお尋ねをしたいと思います。

前回の法務委員会では、私、子供をめぐるじめ、体罰または親権者による子供に対する傷害など人権侵害行為について若干お聞きをいたしました。いわゆる少年事件については、資料をみる限りでは、少年の保護事件というのは昭和六十三年五十三万六千四百七十一件、平成二年四十八万一千八百八十七件と減少しておるようでございます。

ここでお聞きいたしたいのは処分内容についてでございます。いわゆる悪質化が進んでいるということもあります、その保護の内訳はどうなつておりますでしょうか。概要で結構でございます。

○最高裁判所長官代理者(山田博君) 少年事件、最近悪質化が目立つ、こういうような報道等もございますけれども、いわゆる凶悪事件というような重大な事件、私ども統計上は殺人、放火、強盗、強姦、この四つを凶悪事件という分類をしておりますけれども、この凶悪犯の累計で見ますと、一番ピークを示しましたのは昭和三十四年度でございました。

いまして、当時は八千二百件ほどの事件がございました。その後一貫して減少傾向でございまして、途中で若干の増減はございますが、ほぼ一貫して減少傾向を示してまいりまして、平成二年度は千百六十五件、これは戦後といいますか、家庭裁判所始まって以来最低の数字でございます。平成三年度は、まだ概数ではございますが、ほんのわずかふえまして千二百三人程度、こういう状況でございまして、これも平成二年度に次ぐ低い水準である、こういう状況でございます。

時代を問わずこういうような事件はございますけれども、とにかく裁判としてはこういうような事件に対応する姿勢というのは十分慎重に対応していく所存でございますが、結果の方からこれを

見ますと終局処分の内容から見まして、この種の凶悪事件は、刑事処分を相当として検察官送致がなされた事件が人数にして四十六人、比率にして三・九%でございます。少年院送致が三百六十三人で三一・一%、それから保護觀察が三百七人で二七・二%、このようになつております。

○紀平悌子君 ありがとうございました。

そこでお伺いしたいんですけども、やはり少

年事犯についても内容的にもあるいは心理的にも非常に社会の背景を受けまして複雑な問題もあると思います。今回家裁の調査官はふえておりませんですね。それで、悪質なというか、非常に悪質なものの中身いろいろでございますけれども、そういういた事犯に対応するために質的な充実とそれから人員の増加が調査官において必要なのではないかと思います。

最高裁の前総務局長の金谷さんから少年の保護事

件調査は複数の調査官による共同調査という方法の導入などにより入念な調査をされている旨の御答弁がございました。非常に入念な御調査ということになりますと、四十八万三千四百四十二件も一年間に発生をしているわけですから、これを徹底するためには今の調査官の数では不足なのではないかと思います。その辺の増加の御予定とか、なぜひしていただきたいと思いませんけれども、いかがでございましょうか。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 家庭裁判

所の事件は全体として減少傾向を示しております。もつとも、悪質な事件ですかあるいは家庭裁判所始まって以来の事件等はございますが、全体としては減少傾向を示しております。さらに、特に申しますか、昭和六十二年の四月に道路交通法が改正されまして交通切符の限度額が引き上げられた関係で道路交通保護事件が大幅に減少しております。

それによつて生じました調査官の余力をそのほかの事件等の処理に充てているわけでございまして、現時点においては調査官の増員は必要はな

い、このように考えております。また、複数の調査官によりまして共同調査をする場合があるわけでございますが、これもすべての事件についてやるわけでございませんし、非常に複雑困難な難しい事件についてやるわけでございまして、この点から増員の必要は必ずしもないと考えております。

○紀平悌子君 子供の関連でさらにお伺いしたいことがあります。

児童の権利条約の批准にかかる問題でござりますが、今月の十三日現在で百十一カ国が締結しているこの条約について、政府は三月十三日の閣議で批准のための国会提出を決定されております。そのこと自体は、特に十八歳未満の子供の差別禁止、表現の自由、教育への権利、司法手続に

関する保護などについての権利の確認ができるところまで前進であるし、支持をしております。

しかし、批准を前に新たな立法措置は不要だというふうな考え方で臨んでおられるようには思いますが、これでは仮つゝて魂入れずといふような実質性を欠く部分が出てくることを心配しております。日本はもともとというか、聞くところによりますと条約の批准には非常に慎重でいらっしゃったはずでございます。特に、法務省は国内法との整合性というものを厳しく留意されております。日本はもともとというか、聞くところによりますと条約の批准には非常に慎重でいらっしゃったはずでございます。特に、法務省は

うような条約の批准は、必ずしややつたはずでござります。特に、法務省は

うような実質性を欠く部分が出てくることを心配しております。日本はもともとというか、聞くところによりますと条約の批准には非常に慎重でいらっしゃったはずでござります。特に、法務省は

うような条約の批准は、必ずしややつたはずでござります。特に、法務省は

○政府委員(濱邦久君) 今大臣お答えになられたとおりでございますが、ちょっと先ほどお尋ねの中で具体的な細かい点についてのお尋ねございましたので、その点を私の方からお答えさせていただきます。

一つは、附添人制度についてのお尋ねかと思うわけでございますが、捜査段階におきましては少

年でありますと被疑者として刑事訴訟法上弁護人選任権が保障されておるわけでございます。ま

た、家庭裁判所に送致された後は少年法によりまして附添人選任権が保障されているわけでございます。さらに、事件が検察官に逆送されて起訴された後は被告人として刑事訴訟法上弁護人選任権が保障されているということでございます。

それから次に、再審制度についてでございますが、これは条約の三十七条との関係でお尋ねだと

思ひます。この条約の規定は現に自由の剣奪が継続している場合を想定したものといふふうに理解されるわけでございまして、少年法上保護処分の継続中はその取り消しの制度が設けられておるわけでございます。

したがいまして、附添人制度につきましても再

審制度につきましても本条約の要請するところとそごするところはないというふうに理解しているわけでございます。

○紀平悌子君 文部省においておいでいただいておりますので、文部省関係の例えれば子供の懲戒についての手続的保障の確保とか、それから学校の自己情報、指導要録等の学業、性格等の評価についての開示と訂正請求など、そういう法制化も必要でございますが、これらについての重要性にかんがみいろいろ検討してまいりましたが、いずれも現行制度の運用で保障されてゐるとの結論を法務省としては得ております。

細かい点は政府委員から答弁させます。

添えまして、どうぞよろしく文部省からお願ひいたします。

○説明員(辻村哲夫君) お答え申し上げます。

第一点の子供の懲戒にかかわります手続の関連で、学校が子供に対しまして懲戒をするに当たりまして聴聞の機会の確保をする必要があるという条約十二条二項との関係でございますが、この内容につきましては立法措置に限られませず学校での対応等含めまして広く指導等の行政上の対応措置も含めたものというふうに承知をいたしております。したがいまして、法令改正は求められていないのではないかというふうに承知をしております。

ただ、この趣旨の徹底ということにつきましては十分に配慮してまいりたいと思っております。

また、情報の開示の関連でございますが、これは条約二十八条の関係と承知しているわけでござりますが、この規定は児童が教育を受ける権利を確保するために児童が進学や就職に必要な案内あるいはガイダンスを得る機会を保障するという規定と承知しております。生徒たちの成績評価というふうなものを内容といたします内申書あるいは指導要録への本人への開示を求めるものではないというふうに承知をいたしております。したがいまして、この点につきましても条約との関連において法制上の措置は必要ないとされているものと承知しております。

○紀平悌子君 終わります。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(鶴岡洋君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう

ございません。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

国際海上物品運送法(昭和三十二年法律第百七

十号)の一部を次のように改正する。

第一項中「法律は、船舶」を「法律(第二十条

の二を除く。)の規定は船舶」に、「船積港」を

「船積港」に改め、「ものに」の下に、「同条の規

定は運送人及びその使用者の不法行為による

損害賠償の責任に」を加える。

第二条に次の二項を加える。

4 この法律において「一計算単位」とは、国際

通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出

権による一特別引出権に相当する金額をいう。

第九条中「船荷証券に事実と異なる記載がされ

た場合には、運送人は、その記載につき注意が尽

されたことを証明しなければ、その」を「運送人

は、船荷証券の」に改める。

第十二条の次に次の二項を加える。

(損害賠償の額)

第一十二条の二 運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時ににおける運送品の市

価格がないときは、その地及び時に於ける同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定

める。

2 商法第五百八十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十三条第一項中「十万円」を「次に掲げる金額のうちいずれか多い金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一計算単位の六百六十六・六七倍の金額倍を乗じて得た金額

二 滅失、損傷又は延着に係る運送品の総重量

について一キログラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額

三 前項各号の一計算単位は、運送人が運送品に

関する損害を賠償する日において公表される最終のものとする。

3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合における運送品に関する第三者の責任は、運送人が、第一項の期間内に、損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた場合においては、同項の期間(前項の規定により第一項の期間が運送人と当該第三者との合意により延長された場合にあつては、その延長後の期間)が満了した後につても、運送人が損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日までは、消滅しない。

4 第二十条第二項中「及び第五百七十八条から五百八十三条まで」を「第五百七十八条、第五百七十九条、第五百八十二条及び第五百八十三条」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(運送人等の不法行為責任)

第二十条の二 第三条第二項、第十一条第四項及び第十二条の二から第十四条まで並びに前条第二項において準用する商法第五百七十八条の規定は、運送品に関する運送人の使用者の責任が、第二十条の二第二項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の使用者が損害を賠償したときは、前三項の規定による運送品に関する運送人の責任は、運送人の使用者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。

第十三条の次に次の二項を加える。

(損害賠償の額及び責任の限度の特例)

第一項の規定により運送品に関する運送人の責

任が免除され、又は軽減される場合には、その

責務が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の使用者の責

行行為により生じたものであるときは、第十二条の二及び前条第一項から第四項までの規定にかかるわらず、一切の損害を賠償する責めを負う。

第十四条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の期間は、運送品に関する損害が発生した後に限り、合意により、延長することができ

る。

3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合における運送品に関する第三者の責任は、運送人が、第一項の期間内に、損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた場合においては、同項の期間(前項の規定により第一項の期間が運送人と当該第三者との合意により延長された場合にあつては、その延長後の期間)が満了した後につても、運送人が損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日までは、消滅しない。

4 第二十条第二項中「及び第五百七十八条から五百八十三条まで」を「第五百七十八条、第五百七十九条、第五百八十二条及び第五百八十三条」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(運送人等の不法行為責任)

第二十条の二 第三条第二項、第十一条第四項及び第十二条の二から第十四条まで並びに前条第二項において準用する商法第五百七十八条の規定は、運送品に関する運送人の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十五条第一項本文及び商法第六百九十条(同法第七百四条第一項の規定により船舶買借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。)」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により運送品に関する運送人の責

任が免除され、又は軽減される場合には、その

責務が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の使用者の責

荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、運送品に関する運送人の使用する船長の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任について商法第七百五条の規定の適用がある場合に準用する。この場合において、第四条第二項中「運送人」とあるのは「船長」と、「前項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

4 第十三条第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項から第三項までの規定

(第一項において準用する場合を含む。)により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したときの、運送品に関する運送人の使用者の責任に準用する。

5 前項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の使用者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者無謀な行為により生じたものであるときは、適用しない。

附 则

1 この法律は、千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この法律の施行前に締結された運送契約並びにその契約に係る運送品に関する運送人及びその使用者の不法行為による損害賠償の責任に関しては、なお従前の例による。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

1、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四八一號)

1、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍

戸籍法の改正に関する請願(第四九二号)	非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第五一七号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第五五三号)	一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第五五七〇号)
二、山本瑛子 外二十七名	二、山本瑛子 外二十七名
紹介議員 矢田部 廉君	紹介議員 谷本 雄君
第四九二号 平成四年三月二日受理	第四八一号 平成四年二月二十八日受理

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 京都市南区東九条南松ノ木町一ノ一ノ三ノ四一五 本田次男 外二	請願者 神奈川県大和市中央林間一ノ六ノ一三ノ六 太田智久
紹介議員 磯村 修君	紹介議員 磯村 修君
第四九三号 平成四年三月二日受理	第四九三号 平成四年三月二日受理

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願	夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願
請願者 川崎市麻生区玉禅寺三八九 渡辺博一	請願者 二 塩沢巖 外一名
紹介議員 林 紀子君	紹介議員 清水 澄子君
第四九三号 平成四年三月二日受理	第四九三号 平成四年三月二日受理

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
紹介議員 林 紀子君	紹介議員 鈴木 和美君
第四九五号 平成四年三月二日受理	第四九八号 平成四年三月六日受理

裁判所の休日にに関する法律の一部を改正する法律案	裁判所の休日にに関する法律の一部を改正する法律案
裁判所の休日にに関する法律の一部を改正する法律案	裁判所の休日にに関する法律の一部を改正する法律案
請願者 横浜市栄区飯島町五八九ノ七二 尾藤十三江	請願者 埼玉県大宮市清河寺八六四ノ一〇 一 船田淑子 外九名
紹介議員 日下部裕代子君	紹介議員 鈴木 和美君
第五九〇号 平成四年三月六日受理	第五九〇号 平成四年三月六日受理

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

クハ第四土曜日」を「土曜日」に改める。

3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

クハ第五十五条第三項中「毎月の第二土曜日若しくは第四土曜日」を「土曜日」に改める。

4 第百五十六条第二項中「毎月の第二土曜日若しくは第四土曜日」を「土曜日」に改める。

5 第五百三号 平成四年三月四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 神奈川県大和市中央林間一ノ六ノ一三ノ六 太田智久

紹介議員 磯村 修君

第五七〇号 平成四年三月五日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市港南区芦が谷五ノ一五ノ一

紹介議員 清水 澄子君

第五七一号 平成四年三月二日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 二 塩沢巖 外一名

紹介議員 清水 澄子君

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件

が付託された。

1、裁判所の休日にに関する法律の一部を改正する法律案

裁判所の休日にに関する法律の一部を改正する法律案

請願者 埼玉県所沢市小手指町四ノ二二ノ一

紹介議員 林 紀子君

第四九五号 平成四年三月二日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍

法の改正に関する請願

請願者 横浜市栄区飯島町五八九ノ七二 尾藤十三江

紹介議員 日下部裕代子君

第五九〇号 平成四年三月六日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍

法の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区西荻北四ノ五ノ二

○ 森田かず枝
紹介議員 堂本 晓子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五九一号 平成四年三月六日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府吹田市岸部中五ノ一〇ノ

九 小谷訓子 外六名

紹介議員 堂本 晓子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第五九六号 平成四年三月六日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都大田区久が原四ノ一〇ノ一

五 酒川玲子 外一名

紹介議員 磯村 修君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六〇一号 平成四年三月六日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田五ノ三三ノ四

綱川英治 外四名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第六一六号 平成四年三月九日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

(二通)

請願者 東京都墨田区東向島六ノ六〇ノ二

杉村陽子 外一名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第六三三号 平成四年三月十日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都江東区北砂五ノ二〇ノ九ノ一 二〇三

鷗田ゆかり 外四名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

平成四年四月四日印刷

平成四年四月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K